○国土交通省告示第九百八十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社から、指定製作者等の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する指定製作者等の名称及び住所

新	旧
グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　東京都品川区南大井六丁目22番７号	日産フォークリフト株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号

2．変更年月日

平成25年４月１日

○国土交通省告示第九百八十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、指定製作者等の名称等を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新	旧
Varroc Lighting Systems s.r.o.	バロック・オートモーティブ・システム s.r.o.

2．変更年月日

平成25年４月１日

○国土交通省告示第九百八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―1644	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｂ201ＣＢＡ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号
㊎Ｇ―1710	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ834ＤＢＡ	〃
㊎Ｇ―1711	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ835ＣＢＡ	〃
㊎Ｇ―1735	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｂ202ＤＢＡ	〃

○国土交通省告示第九百八十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＬＲ―１	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｊ１Ｂ	株式会社キャットアイ　大阪府大阪市東住吉区桑津２丁目８番25号
㊎ＬＲ―２	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｊ２Ａ	〃
㊎ＬＲ―３	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｊ２Ｃ	〃
㊎ＬＲ―４	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｓ３Ｂ	〃
㊎ＬＲ―５	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｓ２ＣＴ	〃
㊎ＬＲ―６	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｓ２ＡＴ	〃
㊎ＬＲ―７	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｓ１ＤＴ	〃
㊎ＬＲ―101	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｊ４Ｅ	〃
㊎ＬＲ―102	大型後部反射器　ＣＡＴＥＹＥ　Ｓ　Ｒ―Ｓ３Ａ	〃

○国土交通省告示第九百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2030	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―１ＫＲ―ＦＥ３	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2034	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＫ24Ａ22	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎Ｇ―2300	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ23	〃

○国土交通省告示第九百八十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十五年八月六日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ―336	ヤマハ　ＪＢ　Ｋ―ＳＧ28Ｊ	オートバイ	ヤマハ　Ｇ　３Ｂ８Ｅ	0.155	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第九百九十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十五年六月十二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十五年十月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2199	キャタピラー　ＥＤＭ―Ｗ４Ｔ	ショベル・ローダ	クボタ　Ｄ　1803	1.826	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
特2200	キャタピラー　ＥＤＭ―Ｗ５Ｔ	〃	クボタ　Ｖ　2403	2.434	〃
特2201	キャタピラー　ＥＤＭ―Ｗ６Ｔ	〃	〃	〃	〃